

おにぎり通信

2011年8月20日(土曜) 四ツ谷おにぎり仲間

こんにちは！私たちは毎週土曜日に、四ツ谷周辺と銀座・日比谷公園、東京駅周辺で生活されている方々を訪問しているボランティアグループです。

暦の上では秋の始まりを示す立秋を過ぎたものの暑さ本番という感じ。二十四節気は古代中国で成立したため、もともと日本の季節感に合わないところがあります。それにくわえて気象の変動も激しくなっています。ますます日常生活に合わなくなる傾向が強まっています。そこで、日本気象協会では、来年度から日本の季節を彩る、新しい季節の言葉の提案に取り組むことになりました。広く一般の人たちからも意見を募り、「日本版二十四節気～新しい季節のことば～」を2012年秋をめぐりに提案する予定だそうです。



☆ 8月8日 福祉行動報告

Aさん(53歳) 10日(水曜日)に港察入察の予定となりました。

次回の福祉行動：8月22日(月)、東京駅丸の内北口に朝8時30分まで

に集合です。(「東京駅丸の内北口」と書いてある看板の下、丸の内警察署

東京駅交番近く『びゅうプラザ前』付近でお待ちください)

病気やケガの治療を希望される方や、体を休めたい方と一緒に福祉事務所ま

で、ボランティアが同行いたします。福祉行動は原則として毎週月曜日に行

います。福祉行動は参加されるそれぞれの方が、ご自身の希望をご自身の

言葉でハッキリと福祉事務所に伝えることにより成り立ちます。

もより ぶくしじむしょ
最寄の福祉事務所

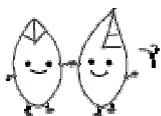
ちゅうおうくふくしじむしょ ちゅうおうくつきじ ちゅうおうくやくしよ かい
中央区福祉事務所・中央区築地 1-1-1 中央区役所 4階

ちよだくふくしじむしょ ちよだくくだんみなみ ちよだくやくしよ かい
千代田区福祉事務所・千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 3階

せいかつほごせいで みなお かどうねんれいそう はたら ねんれいそう
生活保護制度の見直しがおこなわれようとしています。稼働年齢層（働ける年齢層、16
さい たい しゅうろうじりつ うなが けいさぎょう ぎ む
～64歳）に対して、就労自立を促し、ボランティアや軽作業を義務づける。そうした
かつどう たいど ねん じゆきゆう か ひ はんだん こうしんせいで どうにゆう ないよう
活動への態度をみて3～5年で受給の可否を判断する「更新制度」を導入するという内容
(「有期保護」)です。更新が認められなければ、その時点で保護が打ち切りになるという
ことです。(なお、医療扶助も一部自己負担とすることが提言されています)。

こんかい みなお さぎょう さくねん がつ していとししちようかい せいれしていとし しめちよう こうせい はつ
今回の見直し作業は、昨年10月に指定都市市長会（政令指定都市の首長で構成）が発
びよう せいかつほごせいかいせい ていげん う がつ にち こうせいろうどうしやう ちほうじちたい きやうぎ
表した生活保護制度改正の提言を受けて、5月30日に厚生労働省と地方自治体との協議
が始まりました。この日の一回目の協議はメディアに公開され、議事録も厚生労働省のホ
ームページで見ることができますが、これ以降の協議はメディアも含め「非公開」とし、
その日程すら知らされず、当然、議事録も公開されないでしょう。

じりつせいかつ りじちやう いなばつよし ふくし せいで つく
自立生活サポートセンター・もやい理事長の稲葉剛さんは「福祉の制度を作るなかで、
たとえば障害者施策だったら当事者の意見を聞く。それが無いのは、いまだきありえな
い」と指摘しています。また、稲葉さんによると、「一部の自治体では、何月何日までに
しごと してき いなば いちぶ じちたい なんがつなんにち
仕事をみつけなければ、打ち切るといような指導をしている」と、有期保護制度がす
でに一部の自治体で先取りされているといいます。生活保護法では「不利益変更の禁止」
がうたわれていて、正当な理由がないかぎり、すでに決定された保護を不利益に変更され
ることはありません。生活保護費の増大とごく一部の人による生活保護費の不正受給をや
り玉にあげて改正しようとするのであれば、「角をためて牛を殺す」（少しの欠点を直そう
として全体をダメにすること）になってしまうのではないのでしょうか。



おにぎりを包んでいるラップや読み終わった通信は放置せずに、ゴミ
箱に入れるなどして片付けにご協力をお願いいたします。おにぎりは
かならずその日のうちにお召し上がり下さい。

四ツ谷おにぎり仲間 連絡先：090-4959-0652 岩田